

倉田 利奈 議員

高浜市自治基本条例に ついて

間 自治基本条例による情 報公開制度で、他市の公開 請求では設計書の単価・金 額が開示されているが、高 浜市での非開示の理由は。

答 業者からの見積書によ り市の設計書を作成してい

る。これが公開されると見積書の公開に等しく、 今後、業者から見積りの協力が得られなくなる と考えたから。

問 現在は、開示されているが、その理由は。

答 裁判所の判断に従い、開示した。

問 情報公開請求に関する職員研修を行ってい るか。また今後、行う予定はあるのか。

答 情報公開制度に特化した研修は行っていな い。日常業務の中で学んでいる。

問 豊田市のように、情報公開の結果を市民に 公表しないか。

答 公表する必要はないと考えている。

問 情報公開決定に不服があり、審査請求を行

った際の、平均的な処理期間は。

答 期間は190日から660日で、平均460日。

問 西三河他市での平均的な期間は。

答 半年ほど。

問 同じ内容で高浜市と刈谷市に審査請求した ところ、刈谷市は4カ月で決定されているが 高浜市は1年5カ月もかかっているが、なぜか。

答 高浜市初の審査請求であったことと、委員 の合意も必要であり、時間がかかった。

高浜市での審査会の開催回数は。

答 4回から22回。

問審査会に係る経費は。

答 一人1日5,800円。審査委員6名が出席した 場合、1日34,800円。

間 審査決定までに、非常に時間がかかってい るが、今後改善する余地はあるか。

答 弁護士資格を持つ審査委員を1名増やして 6名とし、審査の迅速化を図っている。

問 自治基本条例の精神に則り、市民のために 早く、多くの公開できる情報を市民に知らせる べきと考えるが、市の見解は。

答 財政力・人口規模・風土・市民の意識・職 員の配置により、その中で対応している。



杉浦 康憲 議員

『高浜市における 多文化共生』について

問 現在高浜市には、何か 国、何名の外国人が居住し ているか?

答 令和元年6月1日現在、 38か国、3,739人。

問 共に地域で生活してい く中、外国の方は、町内会

にあまり加入しないという状況で、言葉の壁等、 なかなか町内会さんからアプローチが困難と思 われる。ポケトーク等の翻訳ツールを行政から 貸し出しされているか?

答 現在、南部まちづくり協議会に音声翻訳機 を1台貸し出し、さらに今年度、二池町内会に も1台試行的に貸し出しを行い、実際のまちづ くりや町内会活動の現場で実用性を検証しても らっている。検証結果を踏まえ、最適な支援を 考えている。

問 市内の学校には多くの外国籍の児童生徒が 在籍しているが、その多国籍を生かした活動は あるか?

答 6年の社会科で、外国籍児童生徒の母国を 取り上げ、該当児童にも様子を聞きながらまと める。また、英語を母国語とする外国籍児童に は、外国語活動や外国語科の授業で、発音の見 本を見せてもらうこともある。中学校の地理分 野の授業でも、教員が母国の様子を聞き出しな がら、授業に生かす取り組みが見られる。

間 「現在は、身近に外国籍の方がいる時代に なっている。この状況を難しくなったと考える よりも、子どもたちの成長にとってよい時代と なったと受け止められるかどうかが重要である」 と考えるが、高浜市の多文化共生について、ど のように考えているか?

答 高浜市では、在留外国人の割合が7.5%、 学校で6%。

福祉の世界でユニバーサルという話があるが、 地域の中で文化の違いを越えて、お互いに理解 して暮らしていくことが一番重要である。外国 の方は不安もあると思うので、公的な機関でも ある市役所が、仲介や色々な場面で市としてど うやって関わっていくか、真剣に取り組んでい く必要があると考えている。